

〈団体旅行専用〉

国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険

国内旅行 総合保険

旅行業者が締結する国内旅行傷害保険契約に関する特約・包括契約に関する特約付帯

富士急トラベルの 国内旅行総合保険

団体旅行の幹事さまへ

ツアーに参加の目的で、所定の集合地に集合してから所定の解散地で解散するまでの万が一の事故に備えて富士急トラベルの国内旅行総合保険をおすすめします。

あなたの旅を
サポート

ご加入いただくお客さまへのお願い

- 富士急トラベルの国内旅行総合保険は、旅先での病気・ケガでの入院や万一の死亡の際、ご家族の方が旅行先に駆けつけるために要した費用補償（救援者費用等補償特約）がセットされています。
- ご加入後は、ご家族の方に国内旅行総合保険に加入していることをお伝えいただくとともに、このパンフレットや加入依頼書のコピー等をお渡しください。



ご家族のみなさまへのお願い

万一の事故の際は、富士急トラベルまたは共栄火災にご相談ください。

富士急トラベルの 国内旅行総合保険で 安心ふくらむ、旅行ふくらむ

旅行参加中をずっとバックアップする、団体旅行専用国内旅行総合保険。

旅行といえば、もう心は旅先でいっぱい。

でも万が一を考えると、幹事さんの不安はつきものですね。

ご安心ください。

富士急トラベルの国内旅行総合保険が旅行参加者の皆さんを、ツアーに参加の目的で、所定の集合地に集合してから、所定の解散地で解散するまで、しっかりお守りします。旅行プランが決まったら、ぜひご加入を。

安心たっぷり、いっそう旅行が楽しくなります。

安心はツアーに参加の目的で、 所定の集合地に集合してから 所定の解散地で、解散するまで 続きます。

ツアーに参加の目的で、所定の集合地に集合してから所定の解散地で、解散するまでの旅行期間中を補償します。

たとえば目的地までの移動中(列車、飛行機、船、バス、レンタカー、タクシーなどに搭乗中)の事故。旅先での観光、スポーツ、買物中、また宿で起きた事故などを補償します。

旅先では、 何が起きるか わかりません。

充実した補償がこの保険の魅力です。ご旅行の日程やご希望に合わせた安心のプランをお選びください。

国内旅行総合保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

1 ケガをしたとき (傷害事故)

国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをされたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

- 死亡・後遺障害保険金 ●入院保険金
- 手術保険金 ●通院保険金



- バスの降車中、バスステップを踏みはずしてケガをした。



- 駅の階段やエスカレーターなどでケガをした。



- 宿泊中のホテルのお風呂場で転倒してケガをした。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性 = 身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは、“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

2 ごめんなさいで済まないとき (賠償責任事故)

国内旅行中に、あやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり紛失したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



- おみやげ店でうっかり品物を壊した。



- 自転車で観光中に他人にケガをさせてしまった。



- ゴルフのプレイ中に他人にケガをさせてしまった。

3 大切なものにアクシデントが起きたとき (携行品損害事故)

国内旅行中に持ち出していた身の回り品が盗難・破損・火災などの偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



- カメラや腕時計を落として壊してしまった。



- ゴルフバッグなどを盗まれてしまった。



- 旅行バッグなどを盗まれてしまった。

4 緊急事態になったとき (救援者費用等損害)

国内旅行中に飛行機もしくは船舶事故で行方不明または遭難した場合などに、次の費用を保険金としてお支払いします。なお、ケガや疾病による入院・死亡時の親族の駆けつけ費用等も補償します。

- 搜索救助費用 ●交通費
- 宿泊料 ●移送費用 など



- 船が沈没して遭難した。



- 旅行中に脳梗塞になり、現地に家族が駆けつけた。

≫旅行の目的・日程に合わせて、ご契約プランをお選びください。

[ご契約プラン]

I. 賠償責任等特約付帯・補償充実プラン（賠償責任、携行品損害、救援者費用等）

⇒1団体毎に全員付保。1団体は1名以上とします。同一団体については、同一条件、同一保険金額とします。

旅行期間 (保険期間)	プラン	保険料	保険金額						
			死亡・ 後遺障害	入院 保険金 日額	手術 保険金	通院 保険金 日額	賠償責任 (自己負担なし)	携行品損害 (一事故につき 自己負担額 3,000円)	救援者費用等
3泊4日 まで	01	300円	500万円	2,000円	入院中以外の手術…入院保険金日額の5倍 入院中の手術…入院保険金日額の10倍	1,000円	1,000万円	5万円	375,000円
	02	500円	650万円	6,000円		4,000円	2,000万円	5万円	760,000円
	03	1,000円	1,800万円	10,000円		7,000円	3,000万円	10万円	1,620,000円
	04	1,200円	2,000万円	12,000円		8,000円	4,000万円	20万円	1,900,000円
	05	1,500円	3,800万円	12,000円		8,000円	5,000万円	20万円	2,250,000円
6泊7日 まで	06	300円	300万円	2,000円		1,000円	1,000万円	5万円	275,000円
	07	500円	635万円	6,000円		4,000円	2,000万円	5万円	400,000円
	08	1,000円	1,595万円	8,000円		4,000円	5,000万円	20万円	1,000,000円
	09	1,200円	2,350万円	9,000円		4,000円	5,000万円	20万円	1,450,000円
	10	1,500円	3,000万円	12,000円		8,000円	5,000万円	20万円	1,900,000円
13泊14日 まで	11	300円	100万円	1,300円		1,000円	1,000万円	5万円	170,000円
	12	500円	300万円	6,000円		4,000円	2,000万円	5万円	295,000円
	13	1,000円	1,205万円	8,000円		5,000円	2,000万円	10万円	1,000,000円
	14	1,200円	1,000万円	12,000円		8,000円	5,000万円	20万円	865,000円
	15	1,500円	2,000万円	12,000円		8,000円	1億円	20万円	1,500,000円

II. 特約付帯なし・エコノミープラン

⇒1団体毎に全員付保。1団体は1名以上とします。同一団体については、同一条件、同一保険金額とします。

旅行期間 (保険期間)	プラン	保険料	保険金額			
			死亡・ 後遺障害	入院 保険金 日額	手術 保険金	通院 保険金 日額
14泊15日 まで	A	100円	200万円	2,500円	入院中以外の手術…入院保険金日額の5倍 入院中の手術…入院保険金日額の10倍	1,500円
	B	200円	400万円	5,000円		3,000円
	C	300円	720万円	6,500円		4,500円
	D	400円	1,430万円	6,500円		4,500円
	E	500円	1,950万円	7,500円		5,000円
	F	600円	2,340万円	9,000円		6,000円
	G	700円	2,730万円	10,500円		7,000円
	H	800円	3,120万円	12,000円		8,000円
	I	900円	3,510万円	13,500円		9,000円
	J	1,000円	3,900万円	15,000円		10,000円

【補償の概要】

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	旅行に参加するため所定の集合地に集合してから所定の解散地で解散するまでの日本国内 ^(※1) における旅行行程(以下「旅行行程」といいます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ^(※3) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
	後遺障害保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※4) のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	入院保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数<180日限度> (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※4) のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	手術保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術 ^(※4) を受けた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(※2) に受けた手術の場合…入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合…入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※4) のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数<90日限度> (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※5) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※6) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※4) のないもの ※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
賠償責任保険金(特約)	被保険者本人(保険の補償を受けられる方)が、旅行行程中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1)次の損害を含みます。 ・ホテル・旅館等の宿泊施設の客室や客室内の動産の損壊や紛失にかかる損害 ・客室外におけるセイフティボックスのキー・ルームキーの損壊や紛失にかかる損害 (注2)被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りです。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。	・保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任 ^(※3) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・受託品に対する損害賠償責任(ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	
		$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いとなります。	など	
携行品損害保険金(特約)	旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合 (注)次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、鉄道等の定期券、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、自動車、原動機付自転車、山岳登山等の危険なスポーツのための用具、動・植物	被害物の時価を基準に算定した損害額から、1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個(1組または1対)につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。 (注1)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。	・保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害 ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・戦争、内乱、暴動などによる損害 ^(※3) ・携行品の置き忘れ、紛失 ・自然の消耗、かび、変色 ・擦り傷、塗料のはがれなど単なる外観の損傷	
		$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	など	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救 援 者 費 用 等 保 險 金 (特約) (注)	<p>旅行行程中に次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または被保険者の親族が費用（捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用等）を負担した場合</p> <p>(1)被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>(2)急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(3)事故によりケガをされ、そのケガのため事故のまたは保険期間が終了するまでに入院した場合</p> <p>(4)被保険者が、疾病を直接の原因として旅行行程中に死亡した場合</p> <p>(5)被保険者が、旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として、発病した時以降、保険期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>(6)被保険者が、旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として、保険期間が終了するまでに入院した場合</p>	<p>左記の費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。</p> <p>(注1)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合</p> <p>・この保険契約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合</p> <p>・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \text{費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	<p>・保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故</p> <p>・妊娠、出産、早産および流産ならびにこれらに起因する疾病ならびに歯科疾病</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>・戦争、内乱、暴動など^(※3)</p> <p>など</p>

- (※1) 乗客として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が、通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含みます。
- (※2) 前記傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、他の傷害保険とは異なり「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含みます。
- (※3) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。
- (※4) 対象となる手術は以下の①・②とします。
- ① 公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などのお支払い対象外の手術があります。
- ② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
- (※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- (※6) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含まれません。

(注) 救援者費用等補償特約は、旅行行程中に被保険者が病気またはケガによって入院や万一死亡された場合に、ご家族の方が旅行先に駆けつけるために要した費用を補償します。そのため、ご加入後は、ご家族に国内旅行総合保険に加入していることをお伝えいただくとともに、パンフレットや加入依頼書のコピー等をお渡しください。

【ご加入の際のご注意】

- 告知義務（ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出てください）
ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 死亡保険金受取人
死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 保険契約の無効
上記②のほか、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、保険料は返還しません。
- 保険料領収前に生じた事故
保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 補償重複について
「賠償責任」「携行品損害」、「救援者費用等」の各補償につきましては、お客様とご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。
(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定の契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。

【代理請求制度について】

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要

（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

【もし事故が起きたときは】

- 事故の通知
万一事故が発生した場合には、すみやかに富士急トラベルまたは下記までご連絡ください。

24時間 365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（通話料無料）

②賠償事故の場合

共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、賠償責任事故が発生した場合には、共栄火災の担当部署からの助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けられる方）ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、共栄火災の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

【共同保険について】

この保険契約は損害保険会社3社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事会社が他の保険会社の代理・代行として、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の事務を行います。

- このパンフレットは「＜団体旅行専用＞国内旅行総合保険」の概要を説明したものです。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、不明な点につきましては、富士急トラベルまたは共栄火災までお問い合わせください。
- ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

(国内旅行総合保険にご加入いただくお客さま用)

重要事項説明書

- この書面では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、富士急トラベルまたは共栄火災までお問い合わせください。

■用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用 語		説 明
き	危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
こ	ご契約者	共栄火災に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
ひ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される傷害または損害等が生じた場合に共栄火災がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて共栄火災に払い込むべき金銭をいいます。
り	旅行行程	保険契約申込書にご記入の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

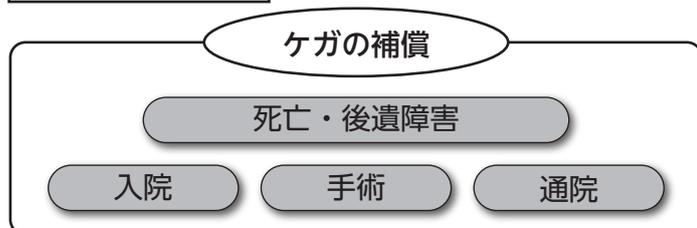
ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

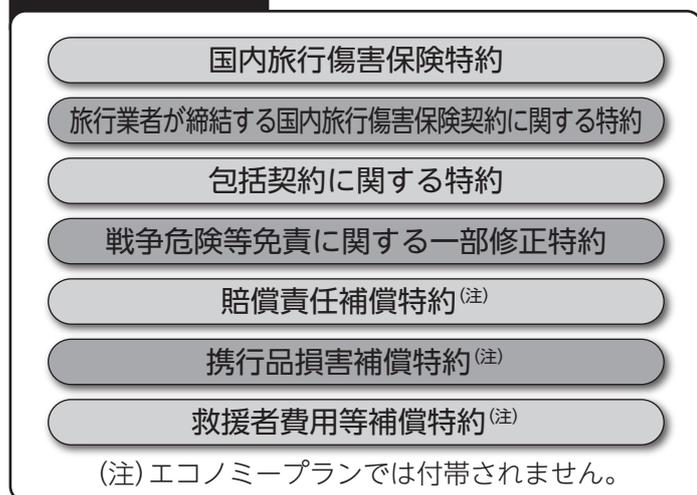
契約概要

国内旅行総合保険は、普通傷害保険に国内旅行傷害保険特約をセットした保険です。日本国内で旅行行程中に生じた急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。基本となる補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】は次のとおりです。

基本となる補償



自動セット特約



2. 被保険者の範囲

契約概要

被保険者の範囲は、以下のとおりです。

	被保険者本人 ^{*1}
ケガの補償	○
国内旅行傷害保険特約	○
賠償責任補償特約 ^{*2}	○
携行品損害補償特約	○
救援者費用等補償特約	○

^{*1} 加入依頼書の被保険者欄に記載の方をいいます。

^{*2} 被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

3. 基本となる補償内容等

(1) 基本となる補償内容

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償内容はこのパンフレットの「保険金をお

支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(2) 主な特約・補償の概要

契約概要

この保険でセットできる特約はこのパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(3) 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（国内旅行総合保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約（補償）〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
国内旅行総合保険賠償責任補償特約	積立家族傷害保険賠償責任補償特約
国内旅行総合保険携行品損害補償特約	個人用火災総合保険携行品損害特約
国内旅行総合保険救援者費用等補償特約	安心生活総合補償保険救援者費用等補償条項

(4) 保険金額の設定等

契約概要

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、このパンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他のご契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
 - 被保険者が保険期間の初日（保険始期日）時点で満15才未満の場合
 - ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間▶ 14日以内で、実際の旅行期間にあわせて設定してください。

補償の開始▶ 旅行に参加するため所定の集合地に集合した時

補償の終了▶所定の解散地で解散した時

ただし、保険期間の途中であっても旅行行程が終了した時点で補償は終了します。

4. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はこのパンフレットでご確認ください。

(2) 保険料の払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払となります。

(3) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

2. クーリングオフ

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができますが、国内旅行総合保険の保険期間は1か月以内となるため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご加入内容を十分にご確認ください。

3. 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご加入後におけるご注意事項

1. 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

■ご注意ください事項

○ご契約の解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい

金として返還します。

○解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

2. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

3. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>

4. 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5. 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。 カスタマーセンター 0120-719-112 (通話料無料) 【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00 ※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。
もしも事故が起こったら…
すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」 0120-044-077 (通話料無料)

●取扱代理店

富士急トラベル株式会社 保険事業部

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田2-5-1 富士山駅ビルQ-STA2階
TEL: 山梨 0555-22-7171

■指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル (通話料有料)]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、富士急トラベルまたは共栄火災までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
 - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
 - 保険金額(ご契約プラン)
 - 保険期間(旅行期間)
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「旅行日」「旅行先」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

●引受保険会社：幹事保険会社

共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL: (03) 3504-0827

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

非幹事保険会社 三井住友海上火災保険(株)
損害保険ジャパン(株)

